

令和 7 年度 鳴門市保育施設利用調整指数

利用区分「必要性」はひとりの保護者につき 1 つの選択とするが、「優先利用」は該当する項目全てを選択する。

理由区分	内容	指数
必要性	就労（月 150 時間以上又は単身赴任）	1 2
必要性	就労（月 120 時間以上 150 時間未満）	1 0
必要性	就労（月 90 時間以上 120 時間未満）	8
必要性	就労（月 60 時間以上 90 時間未満）	6
必要性	就労（月 48 時間以上 60 時間未満）	5
必要性	妊娠・出産	1 0
必要性	疾病・負傷（1 か月以上の入院・入院見込み）	1 2
必要性	疾病・負傷（上記以外）	1 0
必要性	障がい（身体障害者手帳 1 級・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級、聴覚障害者手帳 2 級、3 級、療育手帳 A の交付を受けていて家庭保育が困難な場合）	1 2
必要性	障がい（身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級、聴覚障害者手帳 4 級、療育手帳 B の交付を受けていて家庭保育が困難な場合）	1 0
必要性	障がい（身体障害者手帳 4 級、5 級の交付を受けていて家庭保育が困難な場合）	5
必要性	介護・看護（常時）	1 2
必要性	介護・看護（月 120 時間以上 150 時間未満）	1 0
必要性	介護・看護（月 90 時間以上 120 時間未満）	8
必要性	介護・看護（月 48 時間以上 90 時間未満）	5
必要性	災害復旧	1 2
必要性	起業・求職活動	2
必要性	就学（通信教育を除く）	1 0
必要性	就学（通信教育）	6
必要性	虐待・DV	1 2
必要性	育児休業（1 年以内。継続児童に限る）	—
必要性	保育の必要があると市長が認めるもの（軽易）	8
必要性	保育の必要があると市長が認めるもの（重大）	1 5
優先利用	ひとり親世帯	1 5
優先利用	虐待・DV 等	8
優先利用	里親に委託されている場合	8
優先利用	生活保護世帯で保育所利用により自立が見込まれる	5
優先利用	生計中心者の失業（3 か月以内のもの）	5
優先利用	連続して同一施設を利用する	1 0
優先利用	利用施設等の年齢制限等による施設移動	8

優先利用	兄弟が支給認定を受け、施設等を現に利用している	5
優先利用	鳴門市の保育所、認定こども園、幼稚園に勤務する（月 150 時間以上）保育士、保育教諭、子育て支援事業担当者又は幼稚園教職員の子ども	10
優先利用	鳴門市の保育所、認定こども園、幼稚園に勤務する（月 120 時間以上）保育士、保育教諭、子育て支援事業担当者又は幼稚園教職員の子ども	8
優先利用	鳴門市の保育所、認定こども園、幼稚園に勤務する（月 90 時間以上）保育士、保育教諭、子育て支援事業担当者又は幼稚園教職員の子ども	5
優先利用	利用児童が障がい児	6
優先利用	育児休業明けによる復職	3
優先利用	母親の育児休業、出産により退所した児童が再利用する場合（退所後 1 年以内に限る）	4
優先利用	多子世帯（3 人以上の子を養育している世帯）	3
優先利用	利用保留により継続審査中の子ども（申請が同一年度のものに限り、自己都合による利用保留を除く）	3
優先利用	統廃合予定施設利用児童であって、その施設利用承諾期間の終期が統廃合後となっている児童が当該施設と連携する施設（同一法人が運営する施設に限る）を利用する	15
優先利用	特に優先されると市長が認めるもの（軽易）	4
優先利用	特に優先されると市長が認めるもの（重大）	8
優先利用	3 か月以上利用者負担額の未納がある	▲ 8
優先利用	正当な理由なく証明書類の提出がないもの	▲ 8
優先利用	正当な理由なく施設等の利用内定を辞退した（利用年度が同一年度内の申請に限る）	▲ 5

指数による選考を行った結果、同順位となった児童について、さらに調整が必要な場合は、当該同順位の児童を次の基準で選考する。

順位	優先すべき事由
1 位	同一施設の連続利用のもの
2 位	同一施設に兄弟がいるもの
3 位	優先利用加点があるもの
4 位	近隣施設を兄弟が利用しているもの
5 位	1 位から 4 位のほか、希望理由に他者に優先されると認められる特段の事情を記載しているもの
6 位	就労時間の短い保護者と比べて就労時間の長いもの
7 位	就労時間の長い保護者と比べて就労時間の長いもの
8 位	通勤距離の短い保護者と比べて通勤距離の長いもの
9 位	保護者すべてが市内に居住しているもの